大田市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

大田市長 構野弘和

大田市規則第43号

大田市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 大田市子ども医療費助成条例施行規則(平成17年大田市規則第7 3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「保険証」の次に「等」を加える。

第6条第2項第4号中「保険証」の次に「等」を加える。

様式第1号から様式第4号の2まで、様式第6号、様式第7号の2 から様式第12号までを次のように改める。

様式第1号(第5条、第9条関係)

決	市	長	副市長	部	長	課	長	係	受	付	
									決	定	
裁									台帳	記入	
資材	各証	発行	要			•		否	発	行	

乳幼児等医療費受給資格証 交付·再交付 申請書

乳幼	ふり) が	な							- 生年月	日			年	月	П
別児	氏		名													, .
等	住		所													
受	\$1)が	な							北 左日				年	月	J
給	氏		名							生年月	П			平	月	日
資 格	住		所							1		乳幼りとの経	見等 売柄			
者	電記	舌番	号	()			_		1			1		
加	被供	よ険	者日	名						被保険者番号(枝		の記号				
入 保	保	険	種	別		政・組	・船・#	卡・ 国		附加	給	付の	有	無	有	• 無
険	保	険	者	名												
次₺	各証		交	付	1	出生し	したため			4	亡失	そした:	ため			
			再玄		2	転入し	してきた:	ため		5	その)他()
申	請	Į.	事	由	3	破損し	したため	(交	付事	由発生年	月日		4	年	月	目)
	上記の	りと	おり)、爭	L幼児	等医療	費受給資	格証	の交付	付(再交付	ナ) を	·申請〕	ンま 、	す。		
		年		月	日											
							申	請者	住	所						
									氏	名						
									電記	舌番号()		_	-	
										(乳幼児	等と	の続材	丙)	
	大日	目市	長				様									

様式第1号の2(第5条、第9条関係)

決	課	長	補	佐	係	長	係	員	合	議	受	付	
											決	定	
裁											台帳	記入	
資格	各証多	6行		要			•		否		発	行	

子ども医療費受給資格証 交付・再交付 申請書

子ど	ふりがな氏 名						生年月日		左	E	月	日
ŧ	住 所					I						
受給	ふりがな氏 名						生年月日		左	F	月	日
資 格	住 所							子ど [®] との約				
者	電話番号	()	_							
加	被保険者.	氏名					被保険者証(番号(枝番)	の記号				
入 保	保 険 種	別	政	(・組・船・	共・国		附加給	付の	有無	Ψ́.	有	• 無
険	保 険 者	名										
資格	交 A証 再 2	付货付	2 🛊	就学したた 転入してき 波損したた	たため			上失した		5)
丰	請事	由	0 4	(人) (事由	発生年月日		年		月	日)
	上記のとおり 年		ども医療 日	療費受給資	格証の交付申請者	信 ·	写交付)を申 E 所 元 名 電話番号((子ども)			
	大田市長			様								

様式第2号(第5条関係)

附加給付金給付証明書

大田市長 様

 保険者
 住
 所

 名
 称

 代表者名

下記組合員に対し、当組合においては、次のとおり附加給付金を支給している ことを 証明します。

記

組合員氏名

組合員証番号(枝番)

住 所

附加給付算定方法

子ども医療費助成台帳

資格	証記号	- 子番号																		
受資格	給 各 者	氏名	電話番号()	_ . 変更))	生年月日						住所	(•	. 変		子 ど も と の 続 柄		
子と	<u>さ</u> も	氏名	(. 変更)	生年月日			•		·	住所				(•			変更)
加	被保氏	以			子 ど も との続柄		資 (格再 証交			年	月	日 .	有	効~	期	間		摘	要	
	住	所					· 交付 付			<i>f</i>		•								
入		x 任 Tul		記号	•	変更)	附加 有	給付の 無		無無	内	容				(•			変更)
保	1保 陕	全種別	政・組・船・共・国	番号 (枝番)	(変更)	控	除 額			期	間					3	控除額		
	保険	食者名	(.			変更)	0 !	持 例	自至		•									
険	所	在 地	(.			変更)	摘要													

乳	.)		等医療費受給資格証) 歳~就学前用)
公費	負担者番	等号	9 0 3 2 0 0 5 2
記号	番号		
受資	氏	名	
格 給者	住	所	
乳	氏	名	
幼児	生年	月日	
等	住	所	
加	被保険	者氏名	
入保	記号番号	号(枝番)	
険	保険	者名称	
7	本 人 負	担	無料
5	受給期	間	
		—— 島	根県大田市長 回

(裏面)

注意事項

- 1. この証は、大田市子ども医療費助成条例により、助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2. この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けると きは、保険証等とともに医療機関等の窓口に提示してくださ い。
- 3. 医療機関等で診療を受けられた際に本人負担が生じた場合は、2年以内に手続きをされれば還付します。
- 4. 氏名、住所、加入医療保険に変更のあったときは、14 日以内に、この証を添えて市長にその旨届け出てください。
- 5. 受給資格を喪失したときは、速やかに市長に返還してください。
- 6. この証が破れたり、汚れたり、又は失ったりしたときは、再 交付を受けてください。
- 7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により懲役の処分を受けることがあります。

様式第4号の2(第5条関係) (表面)

子	子ど:	も医療費受給資格証
公	費負担者番号	9 0 3 2 0 0 5 2
	受給者番号	
	受給資格者	加入保険被保険者 (扶養者)
子	氏 名	
子ども	生年月日	
	住 所	
	本人負担	無料
	受給期間	
		島根県大田市長 回

(裏面)

注意事項

- 1. この証は、大田市子ども医療費助成条例により、助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2. この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けると きは、保険証等とともに医療機関等の窓口に提示してくださ い。
- 3. 医療機関等で診療を受けられた際に本人負担が生じた場合は、2年以内に手続きをされれば還付します。
- 4. 氏名、住所に変更のあったときは、14 日以内に、この証を添えて市長にその旨届け出てください。
- 5. 受給資格を喪失したときは、速やかに市長に返還してください。
- 6. この証が破れたり、汚れたり、又は失ったりしたときは、再 交付を受けてください。
- 7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により懲役の処分を受けることがあります。

子ども医療費助成申請書

受給 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	資格証 記号・番号					加	被保険者 氏 名				
資格証	氏 名					入	保険証記号番号				
子	氏 名					保	(枝番)				
子ども	生年月日		年	月	日	険	保険者名				
医療	名 称										
機関名	所 在 地										
医療	入院・入院タ	卜 の別			入	院	•	入图	院外		
内 容	期間		年	月	日	カュら	.	年	月	日	まで
上記0		(別 控 差 (ます。	人支紙額 財際 財成 財 リ <td>額)</td> <td>住所</td> <td></td> <td><u>円</u> 円 円円</td> <td>)</td> <td>_</td> <td></td> <td></td>	額)	住所		<u>円</u> 円 円円)	_		

			医	療	費	領	収	証	(子	ども医	[療用)
受	保険証等記号番	号(枝番)									
診	氏	名									
者	住	所									
診 (療	外(月の最初の記	来 诊療日)				年		月	日		
期月別	入	院			年年			月月	日から 日まで		
保	険医療対象総成	点数								点	
その作	也の法令による	給付額								円	
受	領	額								円	
上言	記の金額を領収 年	しました 月									
		様						機関等名 设 者 名			印
(注)	家族の		このfl してくた			方 役所	近にお	是出して図	医療費の償還網	対付の∃	手続を

慢性呼吸器疾患等16疾患群に係る医療意見書

	ふりがな				生年					
患	23.9 13-12							年	月	日
	氏 名:				月日				(満	歳)
者	住 所:					電 話 番 号	()	_	
医療	意見欄(医療機	と関で記入)								
	発 病		年	月頃	今回初	71診日			年 月	目
	疾 患 群	 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患 慢性心疾患 膠原病 神経・筋疾患 悪性新生物 内分泌疾患 糖尿病 先天性代謝異常 	10. 血液疾患 11. 免疫疾患 12. 慢性消化器 13. 染色体又に に変化を伴う症 14. 皮膚疾患 15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患	は遺伝子 E候群	疾 患	名				
	入院期間	年	月 日 ~	,	年	月	日			
	Fに至った理由 見慢性特定疾病	医療費支給認定基準を	満たさないと判断	折した理由	I					
上記	2のとおり診断	します。								
	年	電 記名称(機関所在地: 活番号: 診療科まで): 15氏名:							

乳幼児等医療費助成に係る判定書

該当します。

上記については、乳幼児等医療費助成の対象疾患に

該当しません。

年 月 日

島根県 保健所長 印

保険給付額等証明書

年 月 日

保険者住所名称代表者名

印

下記の者に対して、次のとおり保険給付をしたことを証明します。

記

1 被保険者 住 所

氏 名

- 2 保険証記号番号(枝番)
- 3 被扶養者氏名
- 4 給付内容

診		療	月	年	月
医	療	機関	名		
診	療報	酬請求	額		円
F	療費	保険対象総点	点数		点
医	療費	保険給付	額		円
上言附		対する家族療え 金 給 付	養費 額		円

子ども医療費受給資格内容変更等届										
資格証	の記号番号									
区 分	変 更 種 別		新	III						
受 給	ふ り が な 氏 名									
資格者	住 所									
子ども	ふりがな 氏名									
, <u> </u>	住 所									
加	被保険者氏名									
	保 険 種 別									
入	保 険 者 名									
	保険者所在地									
保	保険証記号番号 (枝番)									
	附加給付金の有無	有	· 無	有・無						
険	給 付 内 容									
	こよる医療費助成を ととなったとき。	助成制度名								
変更等	事由発生年月日									
変更	等 事 由									
上記のと	とおり変更等したの~ 年 月	・ で届け出ます。 ^日								
			住所 届出人 氏名							
			電話番号() — っとの続柄)						
大日	田市長	様	(1 C t	י איני איני איני איני איני איני איני אי						

様式第10号(第9条関係)

子ども医療費受給資格証破損・亡失届											
受 給 資格者	資格証記号番号	生 年 月 日									
	氏 名	男・女									
子ども	氏 名	生 年 月 日									
	住 所										
加 入保 険	被保険者氏名	保険証記号番号 (枝番)									
	被保険者名	•									
破 損 子ども医療費受給資格証を したので届け出ます。 亡 失											
年 月 日 住所 届出人 氏名 電話番号() - (子どもとの続柄)											
大	田市長	様									

様式第11号(第10条関係)

子ども医療費助成事由(被害)届													
受 給資格者	資格証言	己号番号						生	年	月	日		
	氏	名				男・女			•		•	٠	
子ども	氏	名						生	年	月	日		
	住	所									•	•	
被害を与えた者 住 所													
(第三者) 氏名													
医療	機関												
診療開始日			年 月 日 診療見込期間										
被害の状況													
上記のとおり、第三者の行為により被害を受けましたので届け出ます。													
年 月 日 住所													
届出人 氏名 電話番号() - (子どもとの続柄)													
大田市長				羡									

委 任 状

受任者

大田市長

様

上記の者に対して、次の事項を委任します。

私の被扶養者である、住所

氏名

の 年 月 日以降の療養に係る家族療養費附加給付金の受領に関すること。 ただし、保険者が当該療養に係る家族療養費に相当する金額を保険医療機関に支払う場合 であって、かつ、大田市子ども医療費助成条例の規定により貴市が保険の自己負担分を当 該保険医療機関等に支払う場合に限ること。

なお、上記により受領した家族療養費附加給付金については、貴市が保険医療機関等に 支払う当該療養に係る医療費に充当されたいこと。

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

(被保険者証記号番号(枝番) 第 号)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。